

新たに設置された附属機関等に係る協議結果（一覧）
～会議の公開・市民公募委員の選任について～

①京都市救護施設整備及び運営事業者選定委員会（第1回会議：令和3年12月）保健福祉局 生活福祉部 生活福祉課		
附属機関	<会議の公開> 一部非公開	<市民公募委員> 公募しない
<p><目的></p> <p>令和3年11月22日から公募を行う救護施設整備及び運営事業者選定について、専門的な知識及び経験を有する者により、審議を行うもの</p>	<p>審議・検討・協議情報に該当し、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れなどがあるため</p>	<p>救護施設の整備及び運営においては、生活保護法の規定により、対象が社会福祉法人に限定されること、また、生活保護受給者のうち、ホームレスの方や介護や障害といった支援施策が使えないが在宅での生活は難しい方が入所される施設であり、対象者が非常に限定され、これらの方が抱える課題等について、一定の知見が必要であることから、こうした方の支援や施設運営・経営の専門的な知識が必要となる事案に関する審議であり、市民公募委員の選任は難しい。</p>
	<p><市民協働推進担当の意見></p> <p>会議が一部非公開であるが、非公開部分では審議、検討、協議情報を取り扱い、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れなどがあるため、「京都市情報公開条例第7条第5号」に当てはまる。</p> <p>委員公募については行わないとされているが、公募しない理由として「救護施設の整備及び運営において、高度、専門的な知識を有する事案に関する審議であるため」とされており、公募委員を選任することは困難であると認める。</p>	